

○美咲町防災行政無線局管理運用規程（固定系）

平成17年3月22日

訓令第24号

（趣旨）

第1条 この訓令は、美咲町防災行政用無線局の管理運用及び保全に関し必要な事項を定めるものとする。

（電波法の優先）

第2条 この訓令に定める事項のうち電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）及び関係法令に定めがある場合はこれを優先するものとする。

（設置の趣旨）

第3条 この無線局は美咲町の行う日常行政事務連絡及び災害時における通信連絡に使用するものとする。

2 この無線局を利用して通信連絡を行う者は美咲町の職員に限る。

（無線局の区分）

第4条 無線局の種別及び設置（常置）場所は別表第1のとおりとする。

（無線局管理者）

第5条 無線局に無線局管理者をおく。

2 無線局管理者は、無線管理担当課長の職にある者を充てる。

3 無線局管理者は、無線局の運営を統轄し次の職務を行う。

（1） 無線局の開設又は変更に関する計画の立案に関すること。

（2） 法に従って行う、申請、届出、報告などの手続に関すること。

（3） 電波法令に基づく無線局の検査の事前準備、立会い及び検査後に必要とされる措置の実施に関すること。

（4） 無線局の運用、保全及び非常災害対策に関し、訓練並びに調査研究を行うこと。

（5） 無線従事者の養成及びその適正配置に関すること。

（6） 電波法令に定める業務書類の整備保管に関すること。

（通信責任者）

第6条 無線局に通信責任者及びその代務者をおく。

2 前項の職員は、無線従事者（法第2条第6号に定める者をいう。）でなければならない。

3 通信責任者は、無線設備の操作の熟達及び無線局の運用の適正化に努めなければならない。

4 通信責任者は、無線設備を常に最良の状態において使用できるようその点検整備に努めなければならない。

5 通信責任者は、無線業務日誌（別記様式）に所定の事項を記入し、無線局管理者に提出しなければならない。

（通信の種類及び優先順位）

第7条 無線局における通信の種類及び優先順位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常通信（法第52条第4号による通信）
  - (2) 至急通信（非常災害の場合等で急を要するときに行う通信）
  - (3) 普通通信（前各号以外の通信）
- （運用時間）

第8条 平常時における無線局運用時間は、別表第2のとおりとする。

2 非常災害時における運用時間は、随時とする。

（通信実施要領）

第9条 無線通信は簡潔、正確に行うものとし、その実施要領は別に定めるところによる。

（無線設備の保全）

第10条 無線設備の点検整備は、日常点検、定期点検、臨時点検及び外部委託点検のいずれかを行い、設備保全を図る。

（非常体制）

第11条 無線局管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにこれに即応できる無線通信体制を整えなければならない。

2 前項の体制を整えたときは、無線局管理者が無線通信を指揮統制する。

（訓練等）

第12条 非常災害時における無線通信の円滑な実施を確保するため、毎年1回以上通信訓練を実施するものとする。

2 無線局管理者は非常災害時における無線通信確保に支障のないよう行政区域内の電波伝搬状況を常に把握しておかななければならない。

（その他）

第13条 この訓令に定めるもののほか、無線局の管理、運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年7月1日訓令第116号）

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成25年6月10日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

無線局種別		設置（常置）場所
固定系	固定局	美咲町原田1735番地
		美咲町上口816番4

	美咲町連石 6 7 7 番地 2
	美咲町原田 1 番地 1
	美咲町原田 2 1 5 2 番地 1
	美咲町越尾 1 3 4 5 番地 1
	美咲町新城 3 6 9 番地 8
	美咲町西幸 1 0 5 6 番地 1
	美咲町打穴下 1 7 6 6 番地
	美咲町打穴下 4 4 8 番地 4
	美咲町錦織 1 0 7 7 番地 3
	美咲町打穴里 1 6 4 4 番地 5
	美咲町大埴和西 1 1 3 5 番地 6
	美咲町境 1 3 9 3 番地 8
	美咲町百々 4 1 0 番地 1
	美咲町行信 1 4 1 番地 1
	美咲町羽仁 7 5 8 番地 1
	美咲町周佐 1 0 4 7 番地
	美咲町藤田上 3 5 7 番地
	美咲町飯岡 1 3 9 4 番地
	美咲町塚角 7 7 2 番地
	美咲町大戸上 3 8 6 番地 1
	美咲町小瀬 2 6 2 番地
	美咲町久木 2 3 5 番地 6
	美咲町藤原 1 2 5 番地 4 7
	美咲町吉ヶ原 8 5 4 番地
	美咲町北 7 7 2 番
	美咲町北 8 5 0 番 2
	美咲町北 2 2 7 2 番
	美咲町中 3 2 9 9 番
	美咲町江与味 1 2 8 0 番 1
	美咲町西川 4 4 8 番
	美咲町西川 8 4 7 番
	美咲町西川 1 0 0 1 番 5
(中継局)	美咲町上口 8 1 6 番 4 美咲町連石 6 7 7 番地 2 美咲町里 3 7 9 9 番
(屋外受信局)	美咲町原田 1 番地 1 美咲町原田 2 1 5 2 番地 1

	美咲町越尾 1 3 4 5 番地 1
	美咲町新城 3 6 9 番地 8
	美咲町西幸 1 0 5 6 番地 1
	美咲町打穴下 1 7 6 6 番地
	美咲町打穴下 4 4 8 番地 4
	美咲町錦織 1 0 7 7 番地 3
	美咲町打穴里 1 6 4 4 番地 5
	美咲町大坪和西 1 1 3 5 番地 6
	美咲町境 1 3 9 3 番地 8
	美咲町百々 4 1 0 番地 1
	美咲町行信 1 4 1 番地 1
	美咲町羽仁 7 5 8 番地 1
	美咲町周佐 1 0 4 7 番地
	美咲町藤田上 3 5 7 番地
	美咲町飯岡 1 3 9 4 番地
	美咲町塚角 7 7 2 番地
	美咲町大戸上 3 8 6 番地 1
	美咲町小瀬 2 6 2 番地
	美咲町久木 2 3 5 番地 6
	美咲町藤原 1 2 5 番地 4 7
	美咲町吉ヶ原 8 5 4 番地
	美咲町西川 1 0 0 1 番 5
	美咲町江与味 1 2 8 0 番 1
	美咲町北 7 7 2 番
	美咲町中 3 2 9 9 番

別表第2 (第8条関係)

時刻	放送内容
6時	チャイム
12時	チャイム
18時	チャイム

別記様式(第6条関係)

美咲町防災行政無線(固定系)業務日誌

管理者		無線従事者			担当者			年 月	
日	曜日	記事 回線及び機器の状況 保守点検、通信テスト等		確認	日	曜日	記事 回線及び機器の状況 保守点検、通信テスト等		確認
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16									
(特記事項)									